# 人事院規則一―三（法の規定の適用） （昭和二十四年人事院規則一―三）

法の規定のうち次のものは、適用されていることをここに明かにする。

# 第二次改正法律附則

第三次改正法律附則（昭和二十四年三月三十日適用）